

手話を使いやすい環境に

『川口市手話言語条例』を施行

議員提案によって制定された川口市手話言語条例が、6月26日施行しました。

市では手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりを進めていきます。



手話は言語です

手話は音声言語とは異なり、手指の動きや表情などを使って、物の名前や自分の意思を視覚的に表現する言語です。

聴覚障害者等（※）が筆談や要約筆記のように、他者とコミュニケーションをとり、知識を蓄えるために使用する言葉として、大切に育んできたものです。

※聴覚障害者等…ここでは聴覚障害者や音声機能または言語機能に障害のあるかたをいいます。

手話を学ぼう・触れてみよう

耳が聞こえないことは外見から分かりづらいため、周囲の人に理解してもらえないことがあります。また、コミュニケーションが取りにくく、日常生活の場面で困ることもあります。皆さんに手話を知ってもらい、誰でも安心して暮らせる地域社会にしましょう。

〈手話サークルに参加しよう〉

市内には手話を学びながら聴覚障害者等と交流をしている手話サークルがあり、初心者も安心して学べます。興味のあるかたはぜひ参加してみてください。詳細は障害福祉課へお問い合わせください。

『川口市手話言語条例』の概要

目的（第1条）

・聴覚障害者等が手話を用いて日常生活と社会生活を安心して営み、全ての市民が障害の有無にかかわらず共生することのできる地域社会の実現に寄与すること。

基本理念（第2条）

・手話が言語であるという認識に基づくこと。
・手話を使うことが尊重され、意思疎通が図りやすい環境を作る。

市の責務（第3条）

・聴覚障害者等の自立した生活と社会参加を促進するため必要な施策を行う。

市民の役割（第4条）

・基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。



問い合わせ…障害福祉課 ☎048-259-7926 FAX048-256-5650

中核市で
ココが変わる!

食の安心・安全を守る保健所の設置に向けて

平成30年4月
中核市へ向けて



市保健所の設置に伴い、飲食店の営業許可や監視・指導など多くの「食」に関わる仕事を市で行うようになります。中核市移行後は、市保健所が県に代わって市民の食の安心・安全を守っていきます。

1 飲食店などの営業許可、監視・指導

新たに開業する飲食店や食品製造業の営業許可を行うとともに、市内で営業する飲食店などに対し、監視・指導を実施します。

2 食品の収去検査の実施

小売店や食品製造工場の野菜や加工食品などを法に基づき抜き取り検査を行い、食中毒などの発生を未然に防ぎます。

3 食中毒の調査、検査

食中毒が発生した場合は、市が発生原因の調査や、飲食物の検査を行い、迅速に適切な対応をし再発防止につなげます。

設置のメリット

- 市が監視指導計画を策定することにより、これまで以上に監視指導を強化できる。
- 食に関する市民からの苦情や要望に対し、身近な市が迅速に対応できる。
- 市内の保育園、幼稚園、小中学校などと密に連携し、食中毒予防の普及啓発を図ることができる。

問い合わせ…中核市推進室 ☎048-271-9513 FAX048-259-6860 市ホームページ「中核市への移行」もご覧ください。